

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）

改 正 案	現 行
（特定容器） 第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第二条第二項の主務省令で定めるものは、別表第一に掲げる商品の容器とする。	（特定容器） 第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第二条第二項の主務省令で定めるものは、別表第一に掲げる商品の容器とする。
（容器包装区分及び特定分別基準適合物） 第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。 一（四）（略） 五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもにに限る。）に係る分別基準適合物 六（略） （再商品化計画） 第七条 法第七条第一項の規定により主務大臣が定める再商品化計画は、平成二十年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。	（容器包装区分及び特定分別基準適合物） 第四条 法第二条第七項の主務省令で定める容器包装の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の主務省令で定める分別基準適合物は、次の各号に掲げる区分について、それぞれ当該各号に定める分別基準適合物とする。 一（四）（略） 五 別表第一の七の項に掲げる商品の容器 商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの（飲料又はしょうゆを充てんするためのものに限り。）に係る分別基準適合物 六（略） （再商品化計画） 第七条 法第七条第一項の規定により主務大臣が定める再商品化計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。

(特定容器利用事業者の排出見込量の算定)

第十条 法第十一条第二項第二号八の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量(第八条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条(第十八条において準用する場合を含む。))に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定容器の量)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に
応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において当該特定容器を販売する商品に用いることを開始する年度(以下この項において「初年度」という。)又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度(以下この項において「第二年度」という。)の場合又は初年度の次々年度であつて第二年度の三月末までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

(特定容器利用事業者の排出見込量の算定)

第十条 法第十一条第二項第二号八の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量(第八条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条(第十八条において準用する場合を含む。))に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定容器の量)

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に
応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において当該特定容器を販売する商品に用いることを開始する年度(以下この項において「初年度」という。)又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度(以下この項において「第二年度」という。)の場合又は初年度の次々年度であつて第二年度の三月末までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）を控除して得た量に一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

（特定包装利用事業者の排出見込量の算定）

第十一条の三 法第十三条第二項第二号の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量（前条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定容器利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定容器の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、当該特定分別基準適合物に係る特定容器を用いて行う事業が属する同表の中欄に掲げる業種ごとに、前項第一号又は第二号に掲げる量に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

（特定包装利用事業者の排出見込量の算定）

第十一条の三 法第十三条第二項第二号の当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度の前事業年度において販売した商品に用いた量（前条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、第十五条（第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受

受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定包装の量）

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に
応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定包装利用事業者がその事業において当該特定包装を販売する商品に用いることを開始する年度（以下この項において「初年度」という。）又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度（以下この項において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であつて第二年度の三月末日までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定包装利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定包装の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定包装の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定包装利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の二の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、前項第一号又は第二号に掲げる量から同項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）を控除して得た量に、一から同表の下欄に掲げる率を控除して得た率を乗じて得た

けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度において販売した商品に用いた当該特定包装の量）

二 前号の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる場合に
応じ、それぞれイ又はロに定めるとおりとする。

イ 当該特定包装利用事業者がその事業において当該特定包装を販売する商品に用いることを開始する年度（以下この項において「初年度」という。）又は終了する年度の場合 当該年度において販売する当該商品に用いる見込量

ロ 初年度の次年度（以下この項において「第二年度」という。）の場合又は初年度の次々年度であつて第二年度の三月末日までに第二年度に販売した商品に用いた量が確定していない場合 初年度において販売した商品に用いた量を、初年度に当該商品を販売した月数で除して得た量に十二を乗じて得た量

三 イに掲げる量とロに掲げる量とを合算して得た量

イ 当該特定包装利用事業者が自ら回収し、又は他の者に委託して回収する当該特定包装の量として主務大臣が定めるところにより算定される量

ロ 容器包装廃棄物として排出されない当該特定包装の量として主務大臣が定めるところにより算定される量（イに掲げるものを除く。）

2 当該特定包装利用事業者が前項の量を算定できない場合は、別表第三の二の上欄に掲げる特定分別基準適合物について、前項第一号又は第二号に掲げる量に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込量とみなすことができる。

量を当該年度における容器包装廃棄物として排出される見込
量とみなすことができる。

(自主回収の認定に係る報告)

第二十条の二 法第十八条第三項の規定による報告は、毎事業
年度終了後三月以内に、同条第一項の認定を受けた特定容器
又は特定包装ごとに、次に掲げる事項について行うものとす
る。

- 一 認定に係る特定容器若しくは特定包装を用いた量又は認
定に係る特定容器を販売した量
- 二 認定に係る特定容器又は特定包装を自ら回収し、又は他
の者に委託して回収した量

(帳簿)

第二十九条 特定容器利用事業者及び特定容器製造等事業者(別表第一の三、六、七又は八の項に掲げる特定容器を用い、又は製造等をする者(主務大臣が認める者を除く。))に限る。
(並びに特定包装利用事業者(主として紙製の特定包装(主として段ボール製のものを除く。))又は主としてプラスチック製の特定包装を用いる者(主務大臣が認める者を除く。))に限る。)
(並びに容器包装多量利用事業者は、法第三十八条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

第三十条 法第三十八条に規定する主務省令で定める事項は、特定分別基準適合物ごとに、別表第五の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、容器包装多量利用事業者にあつては、これらに掲げる事項のほか、

(帳簿)

第二十九条 特定容器利用事業者及び特定容器製造等事業者(別表第一の三、六、七又は八の項に掲げる特定容器を用い、又は製造等をする者(主務大臣が認める者を除く。))に限る。
(並びに特定包装利用事業者(主として紙製の特定包装(主として段ボール製のものを除く。))又は主としてプラスチック製の特定包装を用いる者(主務大臣が認める者を除く。))に限る。)
(は、法第三十八条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

第三十条 法第三十八条に規定する主務省令で定める事項は、特定分別基準適合物ごとに、別表第五の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

前年度における次に掲げる事項とする。

一 容器包装を用いた量

二 法第七条の四に規定する判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果

三 売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値

四 容器包装の使用原単位（第一号に掲げる量を前号に掲げる値で除して得た値をいう。）

五 前各号に掲げるもののほか、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項

別表第一（第一条関係）

六	一	七
	(略)	商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするた めのもの (一) 瓶 (二) (一) に掲げるものに準ずる構造、形状等を 有する容器

別表第一（第一条関係）

六	一	七
	(略)	商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの (一) 瓶 (二) (一) に掲げるものに準ずる構造、形状等を 有する容器

九・八
(略)

別表第三(第十条関係)

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一五
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	規則別表第二の一の項の下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の〇
	規則別表第二の一の項の	一〇〇分の二五

九・八
(略)

別表第三(第十条関係)

特定分別基準適合物	業種	率
規則第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八〇
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の七五
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の六〇
	規則別表第二の一の項の下欄の水に掲げる業種	一〇〇分の一〇
	規則別表第二の一の項の	一〇〇分の八五

規則第四条 第二号に規定する分別 基準適合物	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のハに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のニに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種
規則別表第二の二の項の 下欄の八に掲げる業種	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の二五	一〇〇分の二五	一〇〇分の四〇	一〇〇分の五

規則第四条 第二号に規定する分別 基準適合物	規則別表第二の二の項の 下欄のイに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のロに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のハに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のニに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のホに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種	規則別表第二の二の項の 下欄のヘに掲げる業種
規則別表第二の二の項の 下欄の八に掲げる業種	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の六〇	一〇〇分の六〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇

規則第四條 第四号に規定する分別 基準適合物								
規則別表第二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の三の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の三の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の三の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の水に掲げる業種
一〇〇分の五〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五	一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇	一〇〇分の二〇	一〇〇分の一五	一〇〇分の五

規則第四條 第四号に規定する分別 基準適合物								
規則別表第二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の三の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の三の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の三の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の四の項の下欄の水に掲げる業種
一〇〇分の六〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の七〇	一〇〇分の八〇	一〇〇分の九〇	一〇〇分の九五

規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種		規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の六の項の	
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種		規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の六の項の	
一〇〇分の二五		一〇〇分の四〇		一〇〇分の一五		一〇〇分の一五		一〇〇分の一〇		一〇〇分の五五	

規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種		規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の六の項の	
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種		規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄の口に掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種		規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種		規則別表第二の六の項の	
一〇〇分の七五		一〇〇分の一〇		一〇〇分の一五		一〇〇分の一五		一〇〇分の一〇		一〇〇分の四〇	

下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種
	一〇〇分の一〇	一〇〇分の五	一〇〇分の六〇

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二五

別表第五（第二十九条関係）

特定容器利用事業者	1 法第十一条第一項の再商品化義務量
	2 法第十一条第二項第二号八に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量

下欄の水に掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種
	一〇〇分の九五	一〇〇分の九五	一〇〇分の四〇

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の七〇
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の六五

別表第五（第二十九条関係）

特定容器利用事業者	1 法第十一条第一項の再商品化義務量
	2 法第十一条第二項第二号に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量

	特定容器製造等事業者
3 第十条第一項第一号又は第二号に掲げる量 4 第十条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号イ及びロに掲げる量 5 第十条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零） 6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定容器の種類、量及びその輸出先 7 第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法 8 第十条第一項第三号イに掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器（7に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法 9、11（略）	1 法第十二条第一項の再商品化義務量 2 法第十二条第二項第二号八に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量 3 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年／厚生省／通商産業省／令第一号

	特定容器製造等事業者
3 第十条第一項第一号又は第二号に掲げる量 4 第十条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号に掲げる量 5 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定容器の種類、量及びその輸出先 6 第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法 7 第十条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器（6に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法 8、10（略）	1 法第十二条第一項の再商品化義務量 2 法第十二条第二項第二号八に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量 3 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年／厚生省／通商産業省／令第一号

事業者	特定包装利用
（第二条第一項第一号又は第二号に掲げる量 4 同令第二条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号イ及びロに掲げる量 5 同令第二条第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零） 6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される特定容器の種類、量及びその輸出先 7 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法 8 同令第二条第一項第三号イに掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器（7に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法 9 11（略）	1 法第十三条第一項の再商品化義務量 2 法第十三条第二項第二号に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量 3 第十一条の三第一項第一号又は第二号に掲げる量 4 第十一条の三第一項の規定により2に

事業者	特定包装利用
（第二条第一項第一号又は第二号に掲げる量 4 同令第二条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同項第三号に掲げる量 5 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される特定容器の種類、量及びその輸出先 6 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定容器の種類、量及びその回収の方法 7 同令第二条第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定容器（6に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法 8 10（略）	1 法第十三条第一項の再商品化義務量 2 法第十三条第二項第二号に規定する容器包装廃棄物として排出される見込量 3 第十一条の三第一項第一号又は第二号に掲げる量 4 第十一条の三第一項の規定により2に

掲げる量を算定した場合には、同項第三号イ及びロに掲げる量	5 第十一条の三第二項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、同条第一項第三号イに掲げる量（当該量を算定できない場合は零）	6 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定包装の種類、量及びその輸出先	7 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定包装の種類、量及びその回収方法	8 第十一条の三第一項第三号イに掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定包装（7に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法	9 11 （略）
------------------------------	---	--	--	---	----------------

掲げる量を算定した場合には、同項第三号に掲げる量	5 当該特定分別基準適合物に係る本邦から輸出される商品に係る特定包装の種類、量及びその輸出先	6 法第十八条第一項の認定を受けている場合には、当該認定に係る特定包装の種類、量及びその回収方法	7 第十一条の三第一項の規定により2に掲げる量を算定した場合には、自ら又は他の者に委託して回収した特定包装（6に掲げるものを除く。）の種類及びその回収の方法	8 10 （略）
--------------------------	--	--	--	----------------